

日本農学会農学奨励規程（日本農学賞授賞規程）

第1条 一般社団法人日本農学会（以下、「本会」という。）定款第4条第3項および第44条に基づき本規程を定める。

第2条 本会は農学上顕著な業績を挙げたものに対し毎年大会において日本農学賞を贈りこれを表彰する。

第3条 前項の業績は発表された論文または著書とする。

第4条 受賞者は正会員より推薦されたものにつき定時社員総会（以下、「定時総会」という。）にともなう選考会（以下、「選考会」という。）において投票によって決定する。選考会は、本会の定款第6条に定める正会員をもって構成する。

第5条 授賞のための費用は本会の経費および寄付金を以てこれにあてる。

第6条 本規程は、社員総会（以下、「総会」という。）の決議を経て変更することができる。

日本農学賞受賞者選考方法

- 1 日本農学会農学奨励規程(日本農学賞授賞規程)に基づき選考する。なお、同規程第2項の文言中の「もの」は、「人、すなわち受賞者」を示す。ただし、受賞者が連名注である場合があるので、以下の各項においては授賞する各業績を対象に「件」で表示する場合がある。
- 2 授賞業績は、原則として7件以下とする。
- 3 日本農学賞候補業績の推薦依頼は、本会事務局から本会正会員である専門学協会の長に対して行う。
- 4 本会事務局は本会正会員に対し、候補業績の推薦書と業績の概要を選考会の2週間前までに送付する。
- 5 選考会において候補業績を説明する順番は、前もって運営委員会においてくじ引きで決定する。
- 6 選考会における投票権は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 正会員（会員数 1,000 名以上） 2 個
 - (2) 正会員（会員数 1,000 名未満） 1 個ただし、正会員の投票権は不統一行使できるものとする。
- 7 選考会において投票権を行使するためには、すべての候補業績発表を聞く必要がある。いかなる理由によっても上記条件を満たさない場合には投票権を失う。
- 8 投票権を行使するにあたっては、所属専門学協会にとられることなく、本会全体の立場から最適の候補者と考えられる候補者に投票する。
- 9 候補業績が7件を超える場合は、選考会において投票によって決定する。投票は7件連記とし、記載されている候補者名が7件に満たない場合、7件を超えている場合には無効票とする。同点者によって上位7件を決定できない場合は、

同点者による決選投票を行う。ただし、会長が特に認めた場合（たとえば、候補業績数が14件以上の場合や、同点者2件と上位者の得票数の差が小さく甲乙つけがたい場合など）には、8件までを授賞業績とすることができる。

- 10 候補業績が7件以下の場合は、選考会において信任投票によって決定する。出席者が有する投票権の過半数以上の信任を得た候補業績を授賞業績とする。

注：複数の研究者が一つの研究テーマ遂行において役割を分担し、その役割を責任をもって果たす、いわゆる共同研究については連名での申請が認められる。ただし、連名の場合は、連名とする明確な理由と役割分担を示すこと